

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆YouTube チャンネル「東証 IR ムービー・スクエア」新着動画紹介

2. 市場トピックス

- ◆新規上場のお知らせ

3. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

4. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

5. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 5. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 128

有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告事案について

証券取引等監視委員会事務局 開示検査課長 小出啓次

開示検査課においては、課徴金の対象となる行為のうち、有価証券報告書をはじめとする各種開示書類の虚偽記載等の開示規制違反について、金融商品取引法に基づき、有価証券の発行者や参考人に対して、開示検査を実施しています。その結果、違反行為が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令勧告を行うほか、必要に応じて訂正報告書等の提出命

令勧告を行っています。平成 26 年度においては、当課は、7 件の課徴金納付命令勧告を行っています（平成 27 年 2 月 18 日現在）。

今回は、最近の有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金納付命令勧告事案についてご紹介させていただきます。

<JALCO ホールディングス株式会社に対する課徴金納付命令勧告について>

1 課徴金納付命令勧告の対象者

JALCO ホールディングス株式会社（以下「JALCO」といいます。）は、東京証券取引所 JASDAQ に上場しており、中古遊技機のレンタル等を業務としています。

2 事案の概要

本件は、JALCO の連結子会社である株式会社ジャルコ・アミューズメントサービス（以下「JAS」といいます。）が、売買取引の実体を伴っていない中古遊技機の割賦販売契約を締結すること等により、売上等を過大に計上していたものです。これにより、JALCO は、金融商品取引法に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券届出書を提出したことから、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったものです。

3 事案の背景

（1）事実関係

JALCO の連結子会社である JAS の A 社を取引先とする中古遊技機（パチンコ台）の割賦販売取引スキームは、以下のようなものでした。

- JAS は、予め A 社が販売先パチンコホールとの間で交わした中古遊技機の売買契約書（写）の提出を受けると、その取引対象物を A 社から仕入れ、その仕入代金を A 社に即金で支払う。
- 仕入代金の支払いと同時に、対象の中古遊技機を A 社に割賦販売し、その販売代金は分割払いとして A 社から回収する。
- A 社は、中古遊技機をパチンコホールに販売・納品し、その販売代金を原資に JAS へ分割払いをする。

しかし実体は、A 社は、販売先パチンコホールとの間の売買契約書を偽造するなどして JAS にそれを提示することで資金を調達し、日々の運転資金として費消していました。また、JAS は取引対象物である中古遊技機を自ら一切保管することはなく、納品の確認も行わないまま取引を継続していました。

このような中、A 社による売買契約書の偽造が判明し、調査したところ、中古遊技機の実在が確認できない状態でした。

(2) 発生原因

本件の発生原因としては、JALCO グループとして、取引における問題点の分析・検討及び内部管理体制等に不適切な点があり、ガバナンスやリスクコントロール等が不十分であったことなどが挙げられます。

4 課徴金額

1億5,150万円（継続開示書類 計1,200万円、発行開示書類 計1億3,950万円）

上記事案は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの平成26年（2014年）における報道発表の一覧からご覧になることができます。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20141121-1.htm

今回は一事案を紹介させていただきましたが、先日（平成26年11月19日）紹介しました「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」（<http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20140829.htm>）においては、多くの事案について、不適正な会計処理の内容、手法及び背景等を掲載しています。本事例集も併せてご覧いただき、日々の業務の参考としていただければ幸いです。

証券取引等監視委員会としては、開示検査等を通じて正確な企業情報の迅速かつ公平な市場への提供の実現等を図ることにより、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護するため、今後とも、適切に対応してまいります。

※文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>